

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手 続 名 : 事業者の地位の承継の届け出
- ② 手 続 根 拠 : ・海上運送法第19条の3第5項(特定旅客定期航路事業)
海上運送法施行規則第19条の4(")
・海上運送法第23条(旅客不定期航路事業)
海上運送法施行規則第23条の6(")
- ③ 手 続 対 象 者 : 特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の地位を承継した者
- ④ 提 出 時 期 : 承継があった日から30日以内
- ⑤ 提 出 方 法 : 次の(1)~(7)に係る事項を記載した事業承継届出書を、所轄する地方運輸局等へ提出
- (1)住所及び氏名
 - (2)被承継人の住所、氏名並びに相続の場合は被相続人との続柄
 - (3)承継に係る特定旅客定期(旅客不定期)航路事業の概要
 - (4)承継の年月日(相続の場合、被相続人の死亡年月日)
 - (5)相続の場合は次に掲げる事項
 - イ 届出人以外の相続人の住所及び氏名
 - ロ 相続に伴う当該特定旅客定期(旅客不定期)航路事業に属する財産の権利義務の変動
 - (6)合併(分割)の場合は、その方法及び条件
 - (7)承継を必要とした場合
- ⑥ 手 数 料 : なし
- ⑦ 添 付 書 類 : (1)届出人が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
(2)届出人(届出人が法人である場合は、その役員)が法第19条の3第2項において準用する法第5条第1号及び第2号に該当しない旨の宣誓書
(3)譲渡譲受の場合は次に掲げる書類
 - イ 譲渡譲受契約書の写し
 - ロ 譲渡譲受価格及びその説明書
 - ハ 承継に係る特定旅客定期(旅客不定期)航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の所有に係るものである場合は、当該旅客船を届出人が使用することに対する同意書
- (4)相続の場合は、次に掲げる事項

- イ 戸籍謄本
 - ロ 承継する特定旅客定期（旅客不定期）航路事業を届出人が承継することに対する届出人以外の相続人を同意書
- (5) 合併（分割）の場合は、次に掲げる事項
- イ 合併（分割）契約書（新設分割の場合にあっては、分割契約書）の写し及び合併（分割）比率説明書
 - ロ 合併（分割）に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併（分割）に関する意思の決定を証するに足る書類

⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：	北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
	関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
	中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
	近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
	神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
	四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
	九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
	沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

3. 手続情報

①不服申立方法：行政不服審査法の規定による